Ⅲ、本県におけるクマタカ保護対策の基本方針

これまでに述べてきた本県におけるクマタカの生息状況とその保護対策の基本方向を踏まえ、本県におけるクマタカ保護対策の基本方針としては、以下に挙げる5つの柱と20の施策体系に整理するものとする(表 3-1)。

1.総合的な調査研究

生息分布調査の充実

県内の分布と生息数に関し、山地部における繁殖実態調査を充実させるとともに、 既知の生息情報についても定期的なモニタリング調査を実施し、長期的な生息動向 を把握する。

生態研究の推進

世界的に研究が遅れている本種について、基礎生態はもとより、繁殖生態と巣立ち率、行動圏と生息環境及び餌資源量、移動分散に関する調査等の個体の生態研究を進めるほか、代表的な個体群の生息環境利用(環境選択)調査の実施と生息地適性評価(HSI)及び潜在的生息地の評価に関する生態研究を推進する。

個体群の健全度の把握

傷病鳥等の保護収容や学術研究捕獲に際して栄養状態や伝染病等の検査を行うほか、死亡個体等を用いた有害化学物質の残留状況、遺伝的距離、死亡原因等の実態 把握を行う。

2.個体レベルの保護

捕獲等の規制(密猟防止)

営巣地における物理的(営巣木バリケード設置、等)・社会的(取り締まり体制、 等)な密猟防止策の強化を推進する。

営巣妨害の防止

カメラマン、観察者等による営巣妨害活動について、マナーやルールの普及・広報等による防止策を検討する。

保護増殖の実施

傷病鳥等の保護収容、治療及びリハビリによる野生復帰活動を推進するとともに、 保護収容個体による人工増殖への活用を図る。 有害化学物質の規制

環境ホルモン等の有害化学物質の種類と蓄積濃度に関する実態を把握し、これに基づく規制措置の検討を行うほか、環境中に残留している有害化学物質を除去するための技術研究を推進する。

調査研究の充実

傷病鳥の治療方法やリハビリによる野生復帰の技術、人工増殖技術に関する基礎研究等を充実させ、個体レベルの保護を推進する。

3.生息環境の保全・復元・創出

環境と共生する土地利用の推進

環境と共生する土地利用の展開や、クマタカとの共生を目指した土地利用計画及び 規制誘導方策を推進する。

保護区域の設定

法制度に基づく保護区の設定及び保全重要エリアの公有地化を図る。

多様な生息環境の維持改善

クマタカ以外の野生生物の保護と積極的な生息環境及び営巣環境の整備を進め、多様な生息環境の維持改善を図る。

開発行為等に際しての保護方策の推進

土地利用及び各種開発行為との調整を図るとともに、ミティゲーション(生態学的補償制度)によるクマタカ生息地への影響を回避・軽減・代償する方策の導入を検討していく。

林業の実施上の保護方策の推進

森林における天然林の維持と人工林の適正管理を図り、持続的林業を推進する。また、クマタカ保護に貢献する林家に対する直接補償制度の導入を検討する。

ビオトープネットワーク化の推進

クマタカの地域個体群の安定を図るためには、山地部森林地帯における生物多様性 の保全が必要であり、よりすぐれた自然環境を創造し、ビオトープネットワーク化 を広域的に推進する。

4.協働システムの確立

国や他の自治体との連携

環境庁や隣接都県、県内の各市町村との連携の強化を図り、クマタカ保護を推進するめの情報交換、技術交流等を行う。

庁内推進体制の充実保護部局や開発部局等の全庁内の横断的な保護推進体制を充実させる。

各主体の協働とその仕組みづくりNGO との有機的連携のもとに行う各種の保全活動の実施と保護管理体制を充実させる。

人材の育成ワシタカ類保護に取り組む人材育成のための研修体制の整備を図る。

5.保護意識の醸成

情報の収集・管理・発信

ワシタカ類の研究者、観察者等からも情報を収集し管理するとともに、各市町村などに必要な情報を発信していき、生息環境の保全・復元・創出への取り組みを推進する。また、自然保護部局や自然学習センター等へ有識担当者を配置する。

普及啓発の推進

ワシタカ類の保護及び生態系の保全と多様性維持に関する県民の理解と、保護や保 全に関する県民の合意形成のため、学校、地域における普及啓発を促進する。